

## 本庄市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、本庄市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和6年本庄市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (適用を受ける事業)

第2条 条例第8条第1項に規定する発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置（既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合を含む。）する場合は、合算した発電出力とする。

### (抑制区域)

第3条 条例第9条第1項に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

### (事業の内容等の軽微な変更)

第4条 条例第10条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) 事業者が法人その他の団体にあつては、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

### (事業者への意見の申出等)

第5条 住民等は、条例第10条第4項の規定により意見を申し出るときは、説明会（同条第1項に規定する説明会をいう。）があつた日から起算して14日以内に、住民等意見書（様式第1号）を事業者に提出するものとする。

2 事業者は、住民等意見書の提出があつた日から起算して14日以内に、意見に対する見解を記載した書面として見解書（様式第2号）を作成し、当該住民等に提出の上、協議を行うものとする。

3 事業者は、見解書を提出したときは、対応状況報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付し、条例第11条第1項又は第3項の規定による届出の際に、市長に報告しなければならない。

- (1) 住民等意見書の写し
- (2) 見解書の写し
- (3) 住民等との協議結果が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業実施に係る届出)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、本庄市再生可能エネルギー発電事業届出書(様式第4号)に、別表第2に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、本庄市再生可能エネルギー発電事業変更届出書(様式第9号)に、別表第2に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付し、提出しなければならない。

3 事業者は、前2項の届出について正副2通を作成し、市長に提出するものとする。

(届出事項)

第7条 条例第11条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域及びその周辺の状況

(2) 住民等への説明状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(同意の通知)

第8条 市長は、条例第12条第1項又は第2項の規定による同意の可否を決定したときは、本庄市再生可能エネルギー発電事業(変更)同意通知書(様式第10号)又は本庄市再生可能エネルギー発電事業(変更)不同意通知書(様式第11号)により事業者へ通知するものとする。

(工事の着手等の届出)

第9条 条例第13条の規定による届出は、本庄市再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事(着手・完了・中止・再開)届出書(様式第12号)によるものとする。

(標識の設置)

第10条 条例第15条第1項に規定する規則で定める標識は、再生可能エネルギー発電設備標識(様式第13号)によるものとする。

2 事業者は、標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を掲示しなければならない。

3 事業者は、条例第15条第1項の規定により標識を掲示したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、当該標識を掲示し、又は内容を変更した日から起算して7日以内に本庄市再生可能エネルギー発電設備標識(掲示・変更)届出書(様式第14号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 標識の掲示又は変更が分かる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(地位の承継の届出)

第11条 条例第16条第1項の規定による届出は、本庄市再生可能エネルギー発電事業承継届出書(様式第15号)によるものとする。

(事業の終了等の届出)

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、本庄市再生可能エネルギー発電事業終了届出書(様式第16号)によるものとする。

2 条例第17条第2項の規定による届出は、本庄市再生可能エネルギー発電設備撤去完了届出書(様式第17号)によるものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第18条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第18号)によるものとする。

(助言、指導又は勧告)

第14条 条例第19条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第3項の規定による助言は、助言(指導)通知書(様式第19号)によるものとする。

2 条例第19条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第20号)によるものとする。

(公表)

第15条 条例第20条第1項の規定による公表は、本庄市公告式条例(平成18年本庄市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法その他の適当と認められる方法により行うものとする。

(弁明の機会)

第16条 条例第20条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書(様式第21号)によるものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、公表に係る弁明書(様式第22号)を提出するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

### 別表第1 (第3条関係)

抑制区域	法令等
指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の1

	7 第 1 項
鳥獣保護区又は特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項又は第29条第1項
生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条第1項
希少野生動植物保護区	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成12年埼玉県条例第11号)第19条第1項
特別緑地保全地区	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項
国立公園の特別地域	自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項
県立自然公園の特別地域	埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)第12条第1項
県自然環境保全地域の特別地区又は野生動植物保護地区	埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第17条第1項又は第18条第1項
農用地区域内にある農地若しくは採草放牧地、甲種農地若しくは採草放牧地又は第1種農地若しくは採草放牧地(営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。)	農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項第1号
農用地区域(営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。)	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号
保安林	森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項
河川区域、河川保全区域又は河川予定地	河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項、第54条第1項又は第56条第1項
砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第3

	0号) 第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項
土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項又は第9条第1項
風致地区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号
景観計画区域	景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第1号
重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項、第78条第1項又は第109条第1項
県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物又は県指定旧跡	埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)第5条第1項、第26条第1項、第31条第1項又は第37条第1項
その他自然環境等の保全のため市長が特に配慮が必要と認める区域	

別表第2(第6条関係)

書類の種類	備考
本庄市再生可能エネルギー発電事業計画書(様式第5号)	
説明会報告書(第 回目)(様式第6号)	
土地所有者等同意書(様式第7号)	土地所有者等が事業者と異なる場合
確約書(様式第8号)	
法人の登記事項証明書	事業者が法人の場合
住民票の写し	事業者が個人の場合
位置図及び現況写真	
公図の写し	説明に係る範囲、地番及び所有者を記入
土地の登記事項証明書	
土地利用計画書(配置図)	縮尺1,000分の1以上

土地造成計画平面図	縮尺1, 000分の1以上
土地造成計画縦断面図	縮尺縦100分の1以上、横1, 000分の1以上
土地造成計画横断面図	縮尺1, 000分の1以上
建築物又は工作物の設計図	平面図、立面図及び断面図
事業影響予測図	再生可能エネルギー発電事業に伴う周囲への影響範囲の予測図面（騒音、振動、電磁波、反射光等）
排水計画図	平面図及び断面図
工事施工方法書（計画書）	作業方法及び工法を示した図書
工事実施体制表	施主、工事施工者、保守管理者等を示した図書
維持管理（保守点検）計画書	
維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書	
他法令等による許認可等を受けている場合はその写し	
その他市長が必要と認める書類	